

令和8年度事業計画

1. 基本方針

現在わが国では、食料品をはじめ諸物価が高騰していますが、そのような中、アメリカやイスラエルによるイラン攻撃が発生し、石油等の多くを中東からの輸入に頼るわが国が、これまで同様に石油等の安定供給を受けられるか不安視されており、今後のエネルギー価格の推移を十分注視していく必要があります。

当センターは、令和7年度に災害等による影響はありませんでしたが、ここ最近、急速に売り上げが減少しています。

令和8年度は、事務费率5%アップによる収益増を見込むとともに、固定費のさらなる削減・節減による収益確保を図って参りたいと考えています。

会員数については、女性をターゲットにした入会説明会等を積極的に開催することにより、これまでの減少傾向に歯止めがかかり、1,500人を超える水準に回復する見通しとなっています。会員の確保はセンターの活動の力の源であることから、今後も引き続き会員増強を最重要課題と捉え、女性会員増への取り組みとともに、7年度から重点的に実施している退会抑制活動も積極的に行っており、再度1,700人の大台を目指して参りたいと考えています。

懸案事項の安全就労ですが、傷害、賠償事故については、研修会・実務講習会の開催や安全パトロールの強化に努めてきたところですが、令和7年度において傷害事故では就業中の転倒が、賠償事故では除草による飛び石が多く発生しています。ここ数年で最も件数の多かった令和6年度の水準に高止まりしており、今後の状況が危惧される所です。そのため、特に作業現場の状況確認や作業前のミーティングを徹底し、転倒や飛び石の未然防止に重点を置いて取り組んでまいりたいと考えています。

草刈り作業における飛び石事故について、草刈り班では、これまでのカルマーだけではなく、石トバサーズの導入などに努めているところですが、依然として、草刈り作業での飛び石事故は多く発生しており、引き続き飛び石事故防止を重要課題として取り組んでいく必要があります。令和8年度においても、石トバサーズや飛び石防護ネットの使用促進など、飛び石事故の減少に向け一層努力して参ります。

2. 安全就業の徹底

安全就業は、『安全はすべてに優先する』を基本に、事故ゼロを目指し、会員が安全に就業できるよう安全・適正就業委員会を通して、安全管理体制の充実、事故防止体制の強化、健康管理等、会員への安全意識の徹底とその高揚を図ります。そのため、安全・適正就業委員会が中心となって、安全に関する研修会・講習会の開催、安全パトロールを継続して行い、安全指導を実施していきます。

また、ショートメールによる会員へのメッセージの一斉配信とともに、会員向け専用サイト「Smile to Smile」を利用して情報発信することで、多数の会員へ早期にメッセージを伝達し情報の共有を図ります。

3. 適正就業の強化

- (1) 法令遵守の徹底により適正就業を図るとともに、請負・委任での受注ができない場合は、労働者派遣事業で取り扱います。

- (2) 会員に公平・適正な就業機会の提供を実施するよう、ローテーション就業の促進、長期就業の解消などのワークシェアリングを推進します。

4. 会員数の拡大の推進

(1) 会員による増強活動

会員増強委員会を中心に「会員一人が1人の会員を」をモットーとし、会員による新規会員の紹介制度や夫婦会員入会金免除制度を引き続き実施し、会員増強活動を展開します。

(2) 入会説明会等の充実強化

月2回の定例の説明会に加え、7年度からハローワークでの出前説明会を月2回に増やすとともに、対応時間も拡大実施しておりますが、8年度も引き続き継続して取り組んでまいります。

(3) 関係機関への働きかけ

高齢者で組織されている諸団体や高齢者が集まる公共施設等に会員募集のパンフレットを配布し、会員増強について協力を依頼します。

(4) 会員増強のイベントの実施

市内でイベントが開催された場合、イベントに参加して会員増強PR活動を実施するよう努めます。

(5) 女性会員増強のための取り組み

会員数が少ない女性が加入しやすいように、昨年度5回開催した女性のための入会説明会は、女性会員が一定数増える等、大きな効果が見られることから、令和8年度も年4~5回実施することとします。

全国のシルバー人材センターでは、女性会員の拡大に向けて、シルボヌ活動を活発に推進しており、当シルバーとしても、シルボヌ活動に積極的に参画し、女性が生きがいを感じて働ける就業先の開拓を進めるとともに、シルバーに加入しやすい環境整備を推進し、女性会員の増強に取り組めます。

(6) 退会抑制の取り組み

会員増強は、入会促進と退会抑制の両面から取り組むことが重要であり、令和6年10月から、毎月3回の就業相談会を実施しています。

8年度においても、既存会員の就業状況を見ながら、事務局から未就業会員に対して、相談の機会を働きかけながら仕事のマッチングを図り、就業率向上及び退会抑制につなげてまいりたいと考えています。

5. 新規事業の受託等

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

平成29年度から開始した「介護予防・日常生活支援総合事業」については、区によって利用者の人数に差があり、今後、より広範囲にサービスを広げていくために利用者の少ない区の地域包括支援センター等への事業周知のための訪問を継続し、より一層の連携強化に努め、事業拡大を図ります。

また、利用者の要望に対応できるよう、会員の養成とレベルアップを図ります。

(2) シルバー世代産前産後応援事業

前年度に引き続き、育児・家事援助を必要とする産前産後の世帯に対して、シルバー会員が支援員として家事・育児を行う事業を受託します。更なる事業

の拡大を目指して、会員の研修を実施し、利用者に対して、満足かつ信頼できるサービスを提供していきます。

6. 財務体質の健全化と業務円滑化策の推進

(1) 運転資金の確保と財務体質の強化

継続就業の場合、翌月 3 日までに就業報告書を提出し、10 日までに発注者に請求書を送るサイクルを徹底し、未収金の早期回収と完全回収に努め、財務体質の強化を図ります。

(2) 新たな就業開拓

事務局、会員が一丸となって地域に密着した就業先の開拓に努めます。特に、公共事業受注の重要性を十分に踏まえ、引き続き、市役所や民間企業等への就業開拓を行い、受注の維持と拡大に努めます。

(3) 事務所の体制

健全な事業運営をするために、法令遵守と内部統制を実施するとともに、様々な環境変化に対応できるようあらゆる機会を捉えて人材育成の推進に努め、事務局職員としての事務能力の向上と意識改革の推進を図ります。

(4) Smile to Smile (スマイル トゥ スマイル) の普及促進

令和 7 年 4 月から稼働している会員向け専用サイト「Smile to Smile」は、就業条件明示書の閲覧や配分金明細書の確認だけでなく、事務局からのお知らせ、生きがい誌の掲載、オープンな形での就業募集などに利用していますが、会員の登録率が約 52%と伸び悩んでいます。引き続き広報誌等でサイトの利便性等を会員にお知らせし、普及率向上に努め、センター全体のデジタル化を推進し、シルバー事業の活性化につなげてまいります。

7. シルバー人材センター事業の普及啓発活動の推進

市民と地域社会にシルバー人材センター事業を広く周知し、事業の発展・拡充を図るため、あらゆる機会を通じて組織的、計画的に活動し、効果的、効率的な普及啓発活動を行います。

(1) センター機関紙、リーフレットなどを発行し、会員、関係機関に配布し、シルバー事業への理解と協力を得ることに努めます。

(2) 市広報紙に記事を掲載するとともに、報道機関などに適宜情報を提供し、シルバー事業の PR に努めます。

(3) シルバーの普及・啓発用のグッズを作成して、チラシ、パンフレットとともに市内のイベント等で配布し、シルバーの PR や認知度アップに活用します。

(4) 全国的に展開される 10 月の普及啓発促進月間に合わせて、会員増強活動のみならず、シルバー事業全体の広報活動にも努めます。

(5) ホームページを積極的に活用し、市民に各種情報の発信やセンターの魅力を積極的に発信し、地域におけるセンターの認知度を高めていきます。

8. 労働者派遣事業の就業機会の確保・拡大

地域社会の雇用情勢、生産労働力人口の減少、労働者の不足に応じて、高齢者の活用を促し、就業機会を拡充するため、「請負・委任」では受注できない就業については、発注者である企業等の指揮命令による就業も可能な「労働者派遣事業」の拡大を図ります。

9. 技能講習・研修会の充実

発注者からの多様なニーズに応えるため、県連合会が実施する高齢者活躍人材育成事業等に積極的に参加協力して、新規会員の獲得と仕事の質の向上を行います。

さらにセンター独自主催の植木剪定講習会や草刈講習会等を実施して、会員の技術・技能・マナーの向上を図ります。

10. シルバー事業の強化

会員の研修、会議等、シルバー事業の拠点となる施設として整備した青江事業所の利用を促進するとともに、三野から移転した作業所を含めて積極的に情報発信してまいります。

11. 情報の収集

シルバー事業の充実、発展を図るため、県シルバー人材センター連合会及び他の政令指定都市シルバー人材センター、県内のシルバー人材センター等との連携、交流を図り、シルバー事業の活動状況の調査、情報の収集に努めます。